

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和5年11月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

令和5年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務

2 業務概要

甲府市内には、甲州味噌、地ビール、更には日本ワイン発祥の地としてのワイン等発酵食品が多く、発酵文化が根付いている。また、ジュエリー産業に関してはドイツのイーダー・オーバーシュタイン市と並ぶ「世界二大宝石加工の街」で、世界的にも珍しい宝飾の集積産地でありその出荷額は全国でもトップクラスである。

これら素晴らしい文化をもつ本市の魅力を、市民はもとより全国に発信するため、リアル及びオンラインにて、こうふはっこうマルシェを開催する。

また、本年はワインバスツアーを開催し、日本ワイン発祥の地として本市のワインを積極的に発信していく。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 甲府市内に本店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本業務に係る公募の日から契約締結日までの間に、甲府市建設工事等請負契

約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 市税の滞納がない者であること。
- (7) 平成30年度から令和4年度までに、国又は地方公共団体等が発注した類似業務を履行した実績を、元請けとして1件以上有していること。

5 手続等

- (1) 令和5年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務公募型プロポーザル実施要項（以下「公募型プロポーザル実施要項」という。）、令和5年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務仕様書及び令和5年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部商工観光室商工課（担当：樋田、清水）
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL：055-237-5694（直通）
FAX：055-227-8065
電子メール：syoukous@city.kofu.lg.jp